

平成 30 年 5 月 31 日
和歌山河川国道事務所

和歌山河川国道事務所 Twitter（ツイッター）運用ポリシー

1. 目的

本ポリシーは、和歌山河川国道事務所が取得した公式ツイッターアカウントの運用に関する事項を定めることを目的とします。

2. 基本ポリシー

公式ツイッターアカウントの運用は、和歌山河川国道事務所が管理する紀の川や国道24号、26号、42号及び京奈和自動車道の防災情報や事業に関する情報等を機動的に発信することにより、利用者の利便に供することをポリシーとします。

3. 用語の定義

この運用ポリシーにおいて、用語の定義は次のとおりとします。

- (1) ツイッター ユーザーが「ツイート」（＝140 文字以内の短文）を投稿し、情報を共有できる民間ソーシャルメディアサービス。
- (2) 公式ツイッター 和歌山河川国道事務所が設置・運営するツイッターユーザー名及びアカウント。
- (3) アカウント ツイッターを設置・運用するために取得した権利及びユーザー名のこと。
- (4) ツイート ツイッターに投稿する文章のことをいう。
- (5) 公式ツイート 公式ツイッターから投稿するツイートをいう。
- (6) フォロー 他のユーザーのツイートを自動受信するように設定することをいう。（常に自分が受信できるようアカウントを登録すること）
- (7) リプライ ツイッターを使っているユーザーからのツイートに返信すること。
- (8) リツイート ツイッターを使っているユーザーが投稿した文章を引用して発信することをいう。

4. 運用方法

公式ツイッターの運営主体は和歌山河川国道事務所、アカウントの管理は総務課とし、以下のとおり運用することとします。

(1) 発信する情報

ア 紀の川等の管理河川の出水時における水防警報や洪水予報などの防災情報

- イ 国道24号、26号、42号及び京奈和道等の道路規制情報や防災情報
- ウ 和歌山河川国道事務所が行った記者発表の情報や和歌山河川国道事務所が主催または共催しているイベント等の情報
- オ その他、周知する必要性が高い情報

(2) 発信する文章の作成担当

ツイートする文章は、和歌山河川国道事務所公式ホームページ(以下「公式ホームページ」という。)に掲載する情報を補完するため、所管課が作成します。

(3) 発信にあたっての留意点

ア 誤解を与えない、わかりやすく簡潔な情報発信に努めます

イ 信頼性が確保できない情報は発信しません

(4) 発信手順

情報の発信にあたっては、事務所長あるいは代行する者の確認を得た上、適時公式アカウントでツイートします。

(5) 他アカウントのフォロー等

公式ツイッターアカウントは、原則として情報発信を行うものとし、他アカウントへのフォローやリプライ、リツイートは行いません。

ただし、公式アカウントが確認できる公共機関又はこれに準ずる機関へのフォローやリツイートは、行うことがあります。

(6) なりすまし防止

なりすましによる誤情報の流布の防止のため、公式ツイッターのプロフィールに公式ホームページのリンクを掲載し、運用ポリシーを参照できるようにします。また、ツイッターのユーザー名を事務所ホームページ上に明示します。

なりすましを発見した場合は、公式ホームページにおいて情報を発信し、なりすましアカウントが存在することへの注意喚起を行うものとします。

(7) 利用の促進

利用者が和歌山河川国道事務所の公式アカウントであることを容易に認識し、取得したアカウントの信頼性向上のため、「公共機関アカウント」に登録します。

(8) ツイートに記載するリンク先

ツイートに記載するリンク先は、他機関の所管する防災情報等を引用する場合を除き、原則和歌山河川国道事務所ホームページとします。

(9) 状況の監視

PCからアクセスするツイッター画面の状況について異常がないか、適時確認を行います。

5. 運用ポリシーの周知・変更等

本ポリシーの内容は公式ホームページに掲載し、周知します。また、本ポリシーは必要に応じて変更するものとし、その場合は、変更した旨を公式ツイッターアカウントにより

発信し、周知します。

6. 知的財産権

ツイートした、写真・イラスト・音声・動画及び記事等の知的財産権は、国土交通省又は正当な権利を有する者に帰属します。

ツイッターでの「フォロー」、「リツイート」については、自由に使用していただくことができます。また、出所を明記しての転載は可能です。

ただし、「無断転載を禁じます」等の注記がある場合には、この限りではありません。

7. その他

情報発信については、内閣官房情報セキュリティセンター、総務省、経済産業省の指針「国、地方公共団体等公共機関における民間ソーシャルメディアを活用した情報発信についての指針」（平成23年4月5日付）に基づき、運営します。

ツイッターの利用について、なんらかの理由で不都合が発生した場合は、予告なしに管理者が利用を中止し、プロフィールや名前、お知らせ内容の変更や削除、アカウントそのものを削除するものとします。